

随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	猪名川流域下水道事務所維持課
発注担当課名	猪名川流域下水道事務所維持課
契約名称	令和7年度原田処理場 3系汚泥焼却灰処分業務
契約内容	令和7年度原田処理場 3系汚泥焼却灰処分業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和7年(2025年)4月1日 令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター
契約金額	12,870円(1トン当り)
随意契約理由	<p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、産業廃棄物の埋め立て処分であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿の自治体等が出資した大阪湾広域臨海環境整備センターが大阪湾圏域で唯一の公共で最終処分を行うことができるため。</p>